

ご意見を募集します!

「第6期射水市障害福祉計画」

(令和3年度～令和5年度)

障害者総合支援法では、障がい者(児)が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、市町村が、必要な福祉サービスや相談支援等について、計画的に提供するための障害福祉計画策定を義務付けております。

本市は、今年度に令和3年度から令和5年度までの3年間における障がい者(児)福祉サービス等の基本的な目標を定め、必要な施策とその取組を総合的に推進することを目的とした「第6期射水市障害福祉計画」及び「第2期射水市障がい児福祉計画」を策定いたします。

つきましては、広く市民の皆さまから計画に対するご意見を募集し、寄せられたご意見を考慮し、計画策定に活かしていきたいと考えております。

1 公表する計画(素案)

「第6期射水市障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)」

2 公表(閲覧)場所

市ホームページ、各地区センター(新湊・小杉・大門・下)
社会福祉課(本庁舎)

3 意見募集(公表)期間

令和2年12月18日(金)～令和3年1月18日(月)

4 意見を提出できる方

市内に在住・在勤・在学又は市内で事業所を有する方

5 意見提出方法

希望する場合は、公表場所です定の意見記入用紙を受け取り、氏名、住所、意見を記入の上、各地区センター又は社会福祉課へ持参されるか、社会福祉課へ郵送又はファックス、電子メールで提出してください。

なお、市ホームページの場合は、用紙をダウンロードし印刷することもできます。

6 検討結果の公表

意見を提出された方に、個別の回答は行いませんが、意見の概要及び意見に対する市の考え方を市ホームページで公表します。

7 問合せ先

射水市福祉保健部 社会福祉課 障がい福祉係

住所 〒939-0294 射水市新開発 410 番地 1

電話 0766(51)6626 ファックス 0766(51)6658 電子メール fukushi@city.imizu.lg.jp